

近畿、中部、北陸の3つの経済圏の結節点という恵まれた位置にあり、東海道新幹線をはじめ、中央自動車道西宮線、近畿自動車道名古屋神戸線、北陸自動車道等の高速道路が整備され、県内には21のインターチェンジが設置されている。このため、京都、大阪、名古屋へはもとより、関西国際空港や中部国際空港、大阪港や神戸港、名古屋港、敦賀港へいずれも約90分以内でアクセスできる環境にある等、地理的優位性があり、交通利便性の高い地である。

②産業構造

本県の産業構造をみると、県内総生産に占める製造業の割合は、35.4%（出典：平成26年度滋賀県民経済計算）となっており、全国平均の18.5%と比較すると高く、全国第1位となっている。

一方、第三次産業の割合は58.3%であり、全国平均と比較した場合には低くなっているが、総生産（名目）の額は3兆4,063億円で対前年度比1.2%の増となっており、このところ増加してきている。

特徴である製造業を見ると、県内には、恵まれた地理的条件や広域交通基盤の整備等を背景に、高度な先端技術を有し、グローバル市場で活躍する様々な分野の大企業の事業所や研究所が多数立地しており、近年はマザー工場化が進んでいる。

また、これらの大手メーカーからの受注を通して、技術力を高め、ノウハウを蓄積することにより、事業展開の幅を広げ、独自技術や国内外で高いシェアを誇る製品を有する中小企業も数多く存在している。

こうしたことを背景として、本県における一製造事業所あたりの付加価値額は774百万円で全国第3位、従業者1人あたりの付加価値額は1,500百万円で全国第7位（出典：平成28年経済センサス活動調査）と高くなっているほか、平成28年の特許出願件数は1,037件で、対前年比は全国水準101%を上回る108%となっている。

さらに、本県には、地域の歴史、風土等地域資源を反映した地場産業として、浜縮緬、彦根バルブ、彦根仏壇、彦根ファンデーション、湖東麻織物、甲賀・日野製薬、信楽陶器、高島綿織物、高島扇骨の9つの地場産業の産地が形成されており、平成28年3月に制定された「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」等を受け、需要拡大に向けた情報発信やPR、新市場への展開等の取組が進められている。

観光については、観光振興の中核的組織として県域のDMOである公益社団法人びわこビジターズビューローの体制強化を図り、市町、観光関連団体、観光事業者等と連携し、日本遺産やピワイチ（びわ湖一周サイクリング）をはじめとした体験型観光、忍者や戦国武将、近江牛をはじめとした食、さらには映画のロケ地等の観光資源を磨き上げるとともに、琵琶湖を中心とする豊かな自然や歴史・文化の中で育まれた多彩なコンテンツを活用し、滋賀ならではの旅づくりに取り組んでいる。

平成28年の延観光入込客数は、前年より2,826,100人（+5.9%）増加し、過去最高となる50,767,300人を記録したところであり、外国人延観光入込客数についても、549,809人で前年比15.6%の大幅増となっている。（出典：平成28年滋賀県観光入込客統計調査）

③教育機関や研究機関の存在

県内には、計 14 の大学・短期大学が琵琶湖を取り囲むように立地している（滋賀大学、滋賀医科大学、滋賀県立大学、龍谷大学、立命館大学、成安造形大学、聖泉大学、長浜バイオ大学、びわこ成蹊スポーツ大学、びわこ学院大学・短期大学部、びわこリハビリテーション専門職大学、滋賀文教短期大学、滋賀短期大学、放送大学滋賀学習センター）。

その特徴は、理工系をはじめ、バイオ、環境科学、医療、スポーツ、デザイン等、多彩な学部を有していることであり、国や民間の助成金等を活用する等して、幅広い産業分野にわたって産学官連携の取組が活発に展開されている。

これらの大学では、近年、学部の新設が続いており、平成 27 年度には龍谷大学で農学部が、平成 29 年度には滋賀大学で全国初となるデータサイエンス学部がそれぞれ開設され、平成 30 年度には立命館大学で食マネジメント学部が設置された。

このほか、県内には、滋賀県工業技術総合センターや滋賀県東北部工業技術センターをはじめ、滋賀県薬業技術振興センター、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、滋賀県農業技術振興センター等公設試験研究機関も数多く存在し、こうした大学や公設試験研究機関と連携したインキュベーション施設をはじめ、創業や研究開発・事業化をハード及びソフトの両面から支援する施設も多く設置されている。

④インフラの整備状況

（交通インフラ）

道路網では、京阪神地域と中部地域を結ぶ中央自動車道西宮線が、県東部から県南部にかけて整備されているほか、北陸自動車道が本県北部と北陸地域を結んでいる。また、県南部には、近畿自動車道名古屋神戸線が整備され、令和 6 年度に予定されている大津 JCT～城陽 JCT・IC、令和 9 年度に予定されている八幡京田辺 JCT・IC～高槻 JCT・IC が開通すれば、京阪神、中部へのアクセスの利便性は一層高まると見込まれる。

鉄道網では、東海旅客鉄道株式会社が運行する東海道新幹線 米原駅が設置されており、西日本旅客鉄道株式会社が運行する東海道本線や北陸本線、湖西線、草津線のほか、京阪電気鉄道株式会社が運行する京津線、近江鉄道株式会社が運行する本線、多賀線、八日市線、信楽高原鐵道株式会社が運行する信楽線が整備され、琵琶湖を中心として県内一円に鉄道路線網が整備されている。

（モノづくりを支える物流）

製造業が特徴である本県にとって、物流は、モノづくりを支える重要な基盤である。

昨今、課題となっているドライバー不足やリードタイムの短縮等に対応するため、滋賀県では、物流関係団体や経済団体等と連携し、平成 29 年 3 月に「滋賀のモノづくりを支える物流研究会」を設置し、共同輸送やトラックの実車率の向上等物流の効率化・高度化等を論点として、物流のあり方についての研究を行った。

（工業用水）

本県には、工業用水として、滋賀県企業庁において、南部工業用水道事業（給水区域：草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、竜王町）及び彦根工業用水道事業（給水区域：彦根市、多賀町）を運営し、立地企業の活動を支えている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県産業の特徴である製造業は、ほとんどの業種で移輸出率が高くなっていることから、一層の競争力強化を図るとともに、国内外の需要を新たに開拓し、取り込むことのできる産業へと高めていく必要がある。また、製造業の強みとの相互関連を促しながら、商業・サービス業について、サービスの高付加価値化や差別化を図ることが重要である。

そのため、はん用機械や電子部品・デバイス・電子回路、窯業土石や化学工業、食品製造業等といったものづくり関連産業の集積をはじめ、医療・健康関連等の産業集積、水環境ビジネス・電池関連等の技術、さらには、情報人材を活かして、産学官金や産業間の連携により、企業が有する技術力や展開力の一層の強化を図り、付加価値が高く、国内だけでなく、海外市場のニーズも踏まえた戦略的な製品やサービス、ビジネスモデルの創出を促進する。

さらに、琵琶湖を中心とする豊かな自然や歴史遺産・文化資産をはじめ、農林水産物、企業等の有する知恵や技術等、本県の有する地域固有の資源や特性を、これまで以上に光を当て磨き上げることにより、観光交流や付加価値の高いビジネスを生み出し、魅力ある産業・質の高い雇用の創出を図る。

こうした取組を通じて、県内において、人・モノ・資金が循環し、さらに、新たな需要が開拓され、質の高い雇用が生み出される好循環を形成していく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値創出額	一百万円	3,262 百万円	—

(説明)

計画期間において、1 件あたり 5,277 万円の付加価値額（滋賀県の一事業所あたり平均付加価値額/平成 24 年経済センサス活動調査）を創出する地域経済牽引事業を 50 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.236 倍（出典：平成 23 年滋賀県産業連関表 全産業平均波及効果倍率）の波及効果を与え、促進区域で 3,262 百万円の付加価値を創出することを目標とする。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	50 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,277万円(滋賀県の一事業所あたり平均付加価値額(平成24年経済センサス活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上額が開始年度比で5%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2人以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること。

※なお、(2)、(3)の指標については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年に満たない場合には、当該事業に係る計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあつては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は以下の区域とする。

【重点促進区域1】

近江八幡市多賀町の一部(黒橋川水路界西)、北之庄町の一部(八幡川水路界南東)

<地図>



(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約45ヘクタールであり、重点促進区域の約半面が市街化調整区域にあり、その中に農用地区域が多く含まれている。

本区域は、市域の中部に位置し、南北方向に国道8号へ直結する主要地方道大津守山近江八幡線が整備されていることから名神高速道路竜王インターチェンジ等へのアクセスも容易である。また、琵琶湖最大の内湖である西の湖に近接しており、水質のモニタリングや分析、コンサルティング等の技術を有する企業が存在する区域であり、ヨシ等の環境資源が近接し、今後、環境資源の活用に関連する企業や研究機関等の集積が望めるなどの水環境ビジネスの集約拠点の効果が期待される。このような交通アクセスの良さと水環境資源を有する地域特性を生かすためには、本区域において地域経済牽引事業を促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区の多くは農用地区域であることから、「9. 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。

また、本区域においては、本制度による市街化調整区域に係る土地利用の調整は行わない。

(関連計画における記載等)

平成25年3月に近江八幡市が策定した第1次国土利用計画では、市域は「北部地域」「中部地域」「南部地域」「東部地域」と4つの地域に区分されているが、現在企業が立地する地域及びその周辺の多賀町および北之庄町は中部地域と位置づけられている。当該地域の農用地についての方向性として「農用地については、ほ場整備が進められてきた。今後も、優良農用地の保全・活用を図っていく。ただし、都市的機能の拡充が必要な場合の土地利用調整については、生産者の意向や周辺環境との調和、景観に配慮しつつ、都市計画等の見直しも視野に入れ、他の産業用地に転換することも検討する。」と記載されている。

また、近江八幡市第1次総合計画において、土地の利用にあたっては、「自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の持続可能な発展を図っていく。」と記載されている。

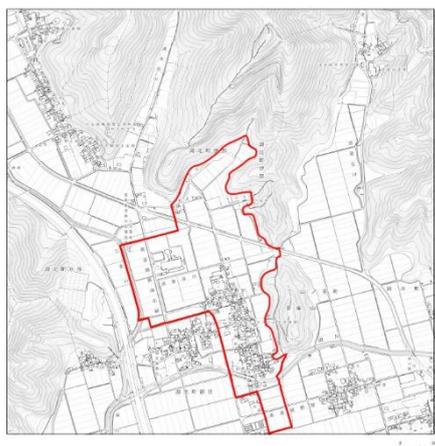
近江八幡農業振興地域整備計画書には、「安土地域との幹線道路が走り、中心市街地に隣接する中部及び近江鉄道や蛇砂川により区画形状に制限を受ける南部の農地については、非農業的土地利用との整合を図りつつ、老朽化した施設の更新整備とあわせて、優良農地の保全に努めていく。」「農業従事者のうち、他産業就業者の約9割が恒常的勤務・自営兼業と安定した就業状態にある。一方、日雇い、臨時雇用も比較的多く、今後、日雇い、臨時雇用の安定的な就業の場を確保していく。」と記載されている。

本区域は重要文化的景観「近江八幡の水郷」の選定区域に隣接しており、近江八幡市により、当該重要文化的景観については、その保存に係る「文化的景観保存計画」および「景観農業振興地域整備計画」が策定されている。

【重点促進区域2】

長浜市湖北町伊部（地域森林計画区域を除く）

<地図>



（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域は、非線引き都市計画区域内にあり、面積約50ヘクタール、高機能フィルムや印刷、鉄鋼、製紙、自動車、住宅、機械装置など、あらゆる分野で需要があるゴム製品製造業や金属加工業の工場などが立地している。

また、長浜市の中部、主要幹線道路である国道365号沿いに位置し、平成29年3月に開通した北陸自動車道・小谷城スマートインターチェンジから約1.2kmと交通アクセスがよく、今後、企業の集積が期待されることから、重点促進区域に設定するものとする。

本区域では、長浜市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例（平成28年9月30日条例第35号）に基づく「地域産業誘導地区（産業用地）」を除いた部分の多くが農用地区域であることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

長浜市国土利用計画において、本区域は「田園共生地域」の「都市交流ゾーン」として位置づけられており、南北に通過する広域連携軸（北陸自動車道、国道 8 号、国道 365 号、JR 北陸線）を中心として、産業振興、居住環境の向上、生活利便施設の整備促進により、住みやすさの向上を図るとされている。

また、長浜市都市計画マスタープランにおいて、本区域は「田園居住ゾーン」及び「森林ゾーン」に位置づけられている。「田園居住ゾーン」では、「都市計画区域の変更に伴う土地利用規制の急激な緩和に対応し、農地及び集落地を無秩序な開発から守り、地域の実情に応じた適切な土地利用を誘導するため、特定用途制限地域を指定することとします。また、周辺に大きな影響を及ぼす開発については、事業者に対して良好な住環境を守るための方策を講じるよう、指導に努めます。」と記載されている。

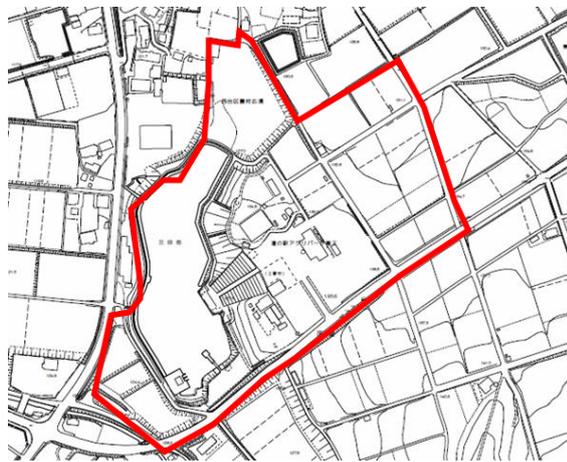
さらに、長浜農業振興地域整備計画書において、農業従事者の安定的な就業の促進の目標として、農業従事者の安定的な就業機会のさらなる拡充のため、新たな産業振興策を実施または検討するとされている。

これらの計画等を踏まえ、本区域での地域経済牽引事業について、就業先の確保を図りつつ、関係部局等と計画的な土地利用を進める。

【重点促進区域 3】

竜王町大字山之上の一部

<地図>



(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約 9.2 ヘクタールであり、重点促進区域の全面が市街化調整区域にあり、本区域の北東部に農用地区域が 1.9 ヘクタール含まれている。

本区域は、竜王町の南部に位置し、国道 477 号から名神高速道路竜王インターチェンジまで約 5km、車で 10 分の好立地である。

また、本区域内にある道の駅アグリパーク竜王は、平成 27 年度に国土交通省から産業振興、地域福祉、地方移住促進、交流・連携の取り組みから「重点道の駅」に選定され、その具現化に向けて整備を進めている。

今後、更なる「観光交流」推進の体制づくりを通じて、人・モノ・資金・情報の活発な交流が期待されることから、本区域において地域経済牽引事業を促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は農用地区域が含まれているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用の調整方針を記載する。

ただし、市街化調整区域については、都市計画法の枠組みを活用して開発を行う予定であり、本制度による土地利用調整は行わない。

(関連計画における記載等)

令和 3 年 3 月に竜王町が策定した第六次竜王町総合計画において、本区域は「まちづくりの“拠点”」の「観光・交流拠点」のひとつとして位置づけられている。

また、令和 4 年 3 月に竜王町が策定した第七次竜王町国土利用計画において、本区域は「道の駅アグリパークや周辺地域における機能の拡充により、地域産業の活性化を促し、農業の魅力向上と観光との連携を推進します。」と記載されている。

さらに、令和 4 年 3 月に変更した竜王町都市計画マスタープランにおいて、「将来都市構造の基本方針」として本区域は、「民間活力の導入により既存の観光・交流機能を拡充し、滞在時間の延長、地域産業との連携促進による地域経済の活性化を図ります。」と記載されている。

あわせて、本区域を含む山之上農林公園については、竜王農業振興地域整備計画書において、基盤整備と併行して高生産性農業用機械・施設、農畜産物処理加工施設、直売所（産地形成促進施設）等の近代化施設の整備を図ってきた。今後、より一層都市と農村の交流の場として、より付加価値の高い「山之上農林公園」を目指していく。」と記載されている。

これらの計画等を踏まえ、本区域での地域経済牽引事業について、関係部局等と調整を図りながら計画的な土地利用を進める。

(2) 設定の理由

【重点促進区域 1】

本区域は、琵琶湖最大の内湖である西の湖に近接していることから、住民の環境問題への意識が高く、豊かな地域資源の有効保全を望む声が多く集まる地域でもある。また本区域周辺では琵琶湖の豊富な水資源を生かし、地域の生産者が栽培した新鮮な農作物を販売する直売所が設置され、安全で安心な自然の恵みを求める消費者ニーズに応えている。

引き続き滋賀県の水資源を生かした農作物やそれらを活用した食品の提供のため、また

農作物や水質などの地域資源等の安全性を客観的に評価するため高度な知見や技術を活用した分析・測定の手法を用いることで、安全志向の高い消費者や環境保全を望む住民ニーズに応えることができる。また、本区域には既に水質のモニタリングや分析、コンサルティング等の技術を有する企業が立地し、水環境ビジネスの拠点整備が期待できる。これらのことから本区域では、今後琵琶湖の水資源などと共生ができる地域経済牽引事業者の集積が求められる。

当該地域の位置は、南北方向に国道 8 号へ直結する主要地方道大津守山近江八幡線が整備されていることから名神高速道路竜王インターチェンジ等へのアクセスが容易であり、近隣都市圏の大阪までは約 1 時間 30 分、名古屋までは約 1 時間 40 分の所要時間で移動可能であるため交通ネットワークの優位性がある。さらには関連計画にも記載があるように、農業従事者の安定した就業の場の確保に繋がるなど、市域全域に活力あるまちづくりに繋がる好循環をもたらすことが見込まれる。

また、地先の安全度マップでの当地区の位置づけは、最大浸水深度の 10 年確率では最大浸水深 0.5 m 未満、100 年確率では最大浸水深 1.0 m 未満となっていることから水災害に強い土地であるといえる。

近江八幡市内には、企業が立地可能な工業団地や遊休地等の未利用地、農村産業法に基づき造成された用地等、企業ニーズを満たす一団の土地が存在しない（平成 30 年度工場適地調査）ことから、新たに地域経済牽引事業を実施するためには当該地域で農用地区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

以上により当該地域を重点促進区域に設定する。

【重点促進区域 2】

本区域には地域産業誘導地区が設定されており、地域雇用の受け皿として、昭和 46 年にゴム製品製造業の企業が立地し、グローバル企業として現在まで約 48 年間操業を続けている。平成 29 年に経済産業省の「地域未来牽引企業」に選ばれた当該企業が提供する当該分野の製品はあらゆる分野において需要があり、また、技術開発による新たな付加価値製品の市場提供が望まれている分野でもある。そのため、本区域は、金属加工等高度技術・新素材処理加工技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため、重点的に支援を投入すべき区域である。

また、本区域は、主要幹線道路である国道 365 号が東西に、そして、一般県道郷野湖北線が南北に整備されており、平成 29 年 3 月に開通した小谷城スマートインターチェンジまで約 1.2km の距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

本区域を含む長浜市内には、複数の工業団地が整備されているが、すべて企業が立地しており、工業団地内に空き用地はない。

市内の工場適地としては、平成 30 年度工場適地調査において 2 件報告されているが、用地面積の不足や土地売買価格の高止まり、本区域からの距離やアクセス、土地の現況等、ど

ちらも企業のニーズを満たすものではない。

また、未造成の農工団地についても、公団混乱地域のため工場適地となり得ない。

加えて、本区域には農業振興地域内農用地区域外農地も含め、工場敷地としてまとまった区画の遊休地が存在していないことから、本区域を含む長浜市内には、工場が立地可能な未利用地はない。

今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域3】

本区域には、重点道の駅であるアグリパーク竜王があり、観光で町を訪れる方が立ち寄るスポットとなっているほか、周囲に広がる農地で栽培される農作物の直売所機能および果樹狩り体験の窓口となっているなど、観光振興のみならず農業振興にも寄与する町の重要な産業拠点施設である。

今後においては、本区域内で宿泊ができるようになることで、訪れる観光客の滞在時間が向上し、本区域を中心とした地域の人・モノ・金の流れが活発になり、更なる産業振興に寄与する事が見込まれる。

このため、本区域において周遊型観光から滞在型観光への転換を実現するため、重点促進地域に設定する。

本区域は、竜王町南部に位置し、近接する国道477号沿線には60haに及ぶ果樹園が整備されている。名神高速道路竜王インターチェンジや大型商業施設から約5kmの距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

本区域を含む竜王町内には、複数の工業団地が整備されているが、すべて企業が立地しており、工業団地内に空き用地はない。また、道の駅機能を拡充するための隣接した敷地（遊休地）はなく、企業が求める条件を満たした宅地は存在しない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①滋賀県のはん用機械や電子部品・デバイス・電子回路等の加工組立型業種、窯業土石や化学工業等の部材・素材関連業種及び食料品製造等の産業集積を活かした成長ものづくり分野
- ②滋賀県の医療・健康関連等の産業集積を活かした医療・ヘルスケア分野
- ③滋賀県の企業、大学、研究機関が保有する水環境ビジネス、電池関連等の技術を活かした環境・エネルギー分野
- ④滋賀県の情報人材を活かした第4次産業革命関連分野
- ⑤琵琶湖を中心とする滋賀の自然や歴史遺産・文化資産等の有形・無形の観光資源を活かした観光・スポーツ分野

(2) 選定の理由

①滋賀県のはん用機械や電子部品・デバイス・電子回路等の加工組立型業種、窯業土石や化学工業等の部材・素材関連業種及び食料品製造等の産業集積を活かした成長ものづくり分野

(選定の理由)

本県の産業構造の特性を業種別でみると、昭和40年代の高度経済成長期を通じて、近畿圏と中部圏、北陸圏の結節点という地理的優位性と広域交通基盤の整備による交通利便性を背景に、はん用機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、生産用機械器具輸送用機械器具等といった内陸型の加工組立型業種の企業が県内製造事業所全体の35.6%を占める2,081事業所^{※1}と数多く立地しており、当該業種が県製造業全体に占める割合は、付加価値額ベースで40.7%^{※3}と高い割合を占めている。

なかでも、はん用機械器具製造業は、製造品出荷額等が5,457億5,858万円^{※2}で全国第6位、付加価値額は466億4,500万円^{※3}で県製造業全体の8.6%を占めている。電子部品・デバイス・電子回路製造業は製造品出荷額等が4,074億4,034万円^{※2}で全国第8位、付加価値額は454億2,500万円^{※3}で県製造業全体の8.4%となっており、生産用機械器具製造業を含めたこれら3業種で、県製造業全体の付加価値額の4分の1を占めている。ほかにも、製造品出荷額等でみると、輸送用機械器具製造業は9,227億7,912万円^{※2}と県内製造業全体の約13.5%を占め、一事業所あたりの製造品出荷額等は全国第4位^{※2}となっている。

また、こうした加工組立型業種のモノづくりを支える部材・素材関連業種も県内製造事業所全体の51.5%を占める3,010事業所^{※1}と多数立地している。

窯業・土石製品製造業は、付加価値額が1,099億9,500万円^{※3}で県製造業全体の20.2%を占め県製造業全体で最も高く、また、全国的にも第3位で、付加価値額ベースの特化係数をみても2.2602^{※3}と全国的にも高い水準にある。

化学工業は、付加価値額が569億8,500万円^{※3}で県製造業全体の10.5%を占め、県製造業

全体で 2 番目に高く、また、一事業所あたりの付加価値額は全国 7 位^{※3}であり、労働生産性で見た特化係数は 2.2289^{※3}と高位置にある。

プラスチック製品製造業は、製造品出荷額等が 6,119 億 7,618 万円^{※2}で全国第 5 位、付加価値額ベースの特化係数は 2.1493^{※3}と全国水準から特化した業種となっている。

繊維工業は、製造品出荷額等が 2,005 億 7,271 万円^{※2}で全国第 5 位、労働生産性でみた特化係数が 1.8978^{※3}と高い割合を占めている。

このほか、本県の良質で豊富な水資源や農林水産物を活かした産業もみられ、食料品製造業、化粧品製造業等が集積している。

食料品製造業は、労働生産性でみた特化係数が全国平均を上回る 1.1417^{※3}となっている。

さらに、化粧品生産額は、平成 28 年経済産業省生産動態統計年報・化学工業統計編をみると 1,170 億 3,200 万円で全国第 6 位となっている。

「モノづくり基盤技術」及び「環境」の分野における研究開発や新事業創出に意欲的な産学官金の関係機関で構成する「しが新産業創造ネットワーク」や、滋賀の強みを活かした研究開発型モノづくりベンチャーの発掘・育成を行うとともに、これらが自立・継続的に進められるエコシステムの構築を目指す「滋賀テックプラランター」等の取組を通じ、産学官金が連携して、付加価値及び生産性を高めつつその競争力の一層の強化等を図っていく。

(注)本文中における各出典については、次のとおり。

※1…平成 26 年経済センサス基礎調査

※2…平成 26 年工業統計調査

※3…平成 24 年経済センサス活動調査

②滋賀県の医療・健康関連等の産業集積を活かした医療・ヘルスケア分野

(選定の理由)

平成 27 年都道府県別生命表(厚生労働省作成)から本県の平均寿命をみると、男性は 81.78 年で全国第 1 位、女性は 87.57 年で全国第 4 位となっている。

こうした中で、県内には、滋賀医科大学をはじめ、生命科学部・薬学部・スポーツ健康科学部を有する立命館大学、長浜バイオ大学や龍谷大学、滋賀県立大学といった理工系学部を有する大学、びわこ成蹊スポーツ大学等の関連する大学の立地や、滋賀医科大学附属病院や県立成人病センター等の高度先進医療機関、ニプロ株式会社やパナソニック株式会社等の医療・健康機器等の開発・生産に取り組む大手メーカーのマザー工場や研究所が集積するとともに、自らの技術力を活かして新たに医療・健康分野に進出する中小企業の動きが活発化している。

また、医薬品関連では、甲賀・日野の薬産地が存在し、産地の生産額は、このところ、医

療用の後発医薬品への参入をはじめ、一般用医薬品ではOEM生産や海外への新たな販路拡大を模索する動きもみられ、順調に伸びている。

平成 27 年薬事工業生産動態統計調査によると、滋賀県の医薬品生産金額は全国第 10 位の 2,132 億 6,600 万円、医療機器生産金額は 322 億 9,800 万円、製造所数は 50 か所で全国第 10 位と高順位となっている。

こうした医療・健康関連等の産業集積を活かして、産学官金の連携により新たな医療機器等の開発を促進するため、滋賀県では、平成 17 年度に、「しが医工連携ものづくりネットワーク」を設置し、現在、製造業をはじめとする企業や医療機関、金融機関、大学や公設試験研究機関等の幅広い分野から、計 205（平成 29 年 5 月現在）もの企業や団体等が参画している。

さらに、“治療・介護から予防への転換”に寄与する新たな健康支援サービスの創出を目指す組織（プラットフォーム）として、「しがウェルネスファーム」も設置している。

また、国の地域活性化総合特区の指定を受け、平成 25 年 9 月から 5 か年度にわたり取組を進めている「地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区」では、県内の中小企業と大手医療機器メーカー等の連携により、「血液一滴で高度な診断を可能とするポイントオブケアシステム」や「老眼鏡のように気軽に使用できる補聴器」、「ロコモ対策のための膝痛改善（予防）機器」といった機器の開発をはじめ、地域との連携による新たな健康支援サービスの創出等、11 件（平成 29 年 12 月現在）のプロジェクトが進展した。

これらの産学官等連携基盤をプラットフォームとして、「滋賀健康創生」特区等の成果を踏まえ、企業集積を活かしながら、医療・健康・福祉・バイオ・食・スポーツ分野での製品等や新たなサービスの創出に向けた取組を加速させ、医療や健康寿命の延伸に資するヘルスケア産業の振興を図っていく。

③滋賀県の企業、大学、研究機関が保有する水環境ビジネス、電池関連等の技術を活かした環境・エネルギー分野

（選定の理由）

<水環境ビジネス>

滋賀県に位置する琵琶湖は、わが国最大にして世界でも有数の古代湖であり、近畿約 1,450 万人の暮らしや産業を支える水資源であるとともに、漁業、観光、農業、文化等様々な価値を育んできた。この琵琶湖を保全するため、富栄養化防止条例の制定をはじめ、県民による「石けん運動」、環境こだわり農業の推進による農業排水対策等を進めるとともに、企業においては、自主的に厳しい排水基準を設定し工業排水対策に取り組んできた。

こうした産学官民が一体となった琵琶湖保全の取組を通じて、県内には、産業系排水や生活排水を処理する装置や施設の設計・製造・施工をはじめ、水環境関連部材の開発・製造、

さらには、水質のモニタリングや分析、コンサルティング等の技術が多数存在している。東レ株式会社のRO膜は大型海水淡水化プラントでの納入をはじめ世界各国で実績があり、その累積出荷量は4,800万m³/日に及び、3.3億人に匹敵する生活用水を造水している。また、日東電工株式会社のRO膜は世界トップクラスのシェアを誇る。

大学等研究機関をみると、立命館大学総合科学技術研究機構琵琶湖Σ研究センターでは、琵琶湖の環境改善並びに世界の淡水域改善に向けて、流域環境の農業に関する課題も含めて、産学官連携による研究推進に取り組んでいるほか、環境科学部や工学部等を設置する滋賀県立大学では、湖沼・海洋溶存有機物の動態に関する研究や環境影響評価・環境政策、河川や湖沼等の水環境へ農薬が流出する機構の解明等を行っている。このほか、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館等の研究機関、公益財団法人国際湖沼環境委員会や公益財団法人淡海環境保全財団等においても、湖沼管理に係る知見や技術、ネットワークを有している。

加えて、平成29年4月には、わが国の湖沼環境研究をリードする国立環境研究所の「琵琶湖分室」も設置されたところである。

滋賀県では、こうした技術の蓄積を活かし、水環境ビジネスを推進するため、平成25年3月に、産学官民の連携によるネットワーク組織として「しが水環境ビジネス推進フォーラム」（平成29年11月現在で159の企業や団体が参画）を設立している。

当フォーラムでは、企業や団体等が有する技術を融合させ、新たなイノベーションの創出を目指し、共同開発等に向けたマッチングの場づくりや、具体的なビジネス案件の形成に取り組んでいる。

特に、企業が有する技術・製品・サービス等と行政による仕組みづくり、住民による取組を「琵琶湖モデル」としてパッケージ化し、水環境課題を抱える中国や台湾、ベトナム等のアジア市場に対して重点的に海外展開等を実施している。

こうした中から、現在、フッ素等の高性能吸着材の開発や水の透明度自動測定システム、流体制御技術と膜処理技術を利用した移動式浄水装置、滋賀県発の銅合金「ビワライト」等の素形材の開発や高性能バルブ等の開発・製品化が行われている。

しが水環境ビジネス推進フォーラム内には、新たに「研究・技術分科会」を平成29年1月に設置し、こうした滋賀県の企業や大学、研究機関における水環境ビジネスに係る技術や研究シーズを活用しながら、水環境ビジネス分野でのさらなるイノベーションの創出に取り組んでいく。

<電池関連>

滋賀県には、家庭用蓄電池で世界で初めて累計生産台数10万台を達成したパナソニック株式会社や大型リチウムイオン電池として世界で初めて国際的認証機関 TÜV Rheinland の製品安全検査に合格したエリーパワー株式会社の技術開発センター、リチウムイオン二次電池用セパレータとして世界第1位のポジションを確立している旭化成株式会社をはじめ、株式会社リチウムエナジージャパン、京セラ株式会社、東レ株式会社、日本カーボン株式会

社等において、燃料電池やリチウムイオン電池、太陽電池関連の製品の開発・生産に係る技術や、関連する素材や部材の開発・生産に関する技術が多数存在している。

加えて、現在、滋賀県立大学、立命館大学、滋賀県東北部工業技術センター、滋賀県工業技術総合センター等と県内企業等が共同し、「地産地消型スマートグリッドを実現する分散型で高効率なエネルギー開発と多様化された供給システムの構築」に向けた研究開発が進められる等、国等の資金を活用し、産学官連携等によるエネルギーシステムの開発やスマートコミュニティ推進のためのプロジェクトが活発に展開されている。

こうした中、滋賀県では、平成 28 年 3 月に、本県における長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針として「しがエネルギービジョン」を策定した。

具体的には、基本方針として、エネルギーを「減らす」、「創る」、「賢く使う」とともに、これらの取組を「支える」ための関連産業の振興等を柱として掲げ、電池関連をはじめとする多数のエネルギー関連技術を活かしながら、県が主体的な役割を発揮しつつ、エネルギー関連技術や低炭素化技術の開発、優れた製品・技術の市場化や販路開拓、エネルギー関連分野への中小企業の参入を促進するとともに、関連企業の誘致に取り組んでいる。

このほか、滋賀県には、大気・水・土壌に対応する分析・計測機器を開発・生産する株式会社堀場製作所びわこ工場等、多くの環境関連分野の企業が立地しており、水環境ビジネスや電池関連等の技術を活かして、環境の測定や分析、監視、浄化、負荷の低減等に係る商品・サービス、技術の創出等、地球規模での環境問題や資源・エネルギー問題の解決に貢献し、低炭素社会・省エネルギー型の社会等、産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を図っていく。

④滋賀県の情報人材を活かした第 4 次産業革命関連分野

(選定の理由)

滋賀大学では、全国初となるデータサイエンス学部が平成 29 年 4 月に開学し、同年 5 月 1 日現在、110 名の学生が同学部で学んでいる。ここでは、ビッグデータを処理・分析し、新たな価値を創造するデータサイエンティストの育成が図られており、今後、製造やサービス、医療、行政等様々な分野でビックデータを解析し、そのビックデータから新たな価値を創出するために必要な技術や理論を習得することとなっており、国内だけに限らず、世界で活躍することが見込まれている。さらに、平成 28 年 4 月に設立されたデータサイエンス教育研究センターでは、企業や自治体と連携し、データ分析に関する相談、助言、分析、共同研究等、多面的な角度から地域連携が行われている。現在までに企業等との連携協定が 24 件、共同研究等が 16 件結ばれる等、データ活用し新たな価値創造を目指すものや、社内でのデータ利活用人材の育成が活発化している。このほか、滋賀県立大学では、平成 29 年 4 月に「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」が設置され、多様な情報を情報通信技術（ICT）で解析・連携・共有化し、その成果を「滋賀モデル」として提案・発信するとともに、ICT 応用を地域社会で実践できる人材の育成等に取り組まれているほか、立命館大学情

報理工学部（学生数 2,057 名（平成 29 年 5 月 1 日現在））や龍谷大学理工学部（学生数 2,254 名（平成 29 年 5 月 1 日現在））等、情報系を取り扱う大学が集積している。

産業界においては、オプテックス株式会社やオムロン株式会社、京セラ株式会社、日本電産株式会社、株式会社村田製作所等 I o T 関連製品のキーデバイスとなるセンサーやアクチュエータ、ロボット等に関する大手メーカーの研究所や開発拠点が立地するとともに、大学と連携し中小・ベンチャー企業の活動も活発化している。

また、滋賀県における情報通信端末の普及率は、F T T H（光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス）の世帯普及率 65.3%（出典：総務省/平成 29 年 3 月末現在）、スマートフォンの世帯普及率 66.2%（出典：平成 26 年全国消費実態調査（二人以上の世帯））、パソコン（ノート型）の世帯普及率 73.3%（出典：平成 26 年全国消費実態調査（二人以上の世帯））と高く、いずれも全国第 1 位となっており、情報通信技術やサービスを積極的に取り入れる県民性がうかがえる。

滋賀県では、こうした大学や産業界における人材育成や研究開発の取組を活かし、関係者による多様な支援策の展開により、I o T を活用した新たなサービスや製品の創出とその事業化の促進を図っている。平成 27 年度からは、公益財団法人滋賀県産業支援プラザと連携し、経済産業省の「スマートものづくり応援事業」として「滋賀ものづくり経営改善センター」を設置し、第 4 次産業革命に対応すべく、I o T 活用による県内企業の生産性向上を図る人材の育成を行っているところである。

また、平成 29 年 3 月には、滋賀県 I o T 推進ラボが地方版 I o T 推進ラボとして経済産業省に選定されており、今後、生産性等の改善を目指す製造事業者をはじめ、地域で課題を抱える観光、農業、医療・健康・福祉分野等の事業者や行政等の関係者と、解決策を提案する I o T 関連企業とのマッチング等に取り組む。

この他、滋賀県の I C T 環境を活かして、I o T 等によって取得したデータを基に、新たな付加価値を生み出せるよう、ビッグデータの利活用に取り組むことや、A I 等の活用等、健康、医療、農業、公共サービス等の幅広い分野にも波及するような取組を通じて、第 4 次産業革命関連におけるビジネスをさらに深化させていく。

⑤琵琶湖を中心とする滋賀の自然や歴史遺産・文化資産等の有形・無形の観光資源を活かした観光・スポーツ分野

（選定の理由）

滋賀県は、中央にわが国最大の湖である琵琶湖を有し、周囲を 1,000m 級の山々に囲まれた自然環境に恵まれた地である。

質が高く豊富な歴史遺産・文化資産が県内に広く分布（国宝を含む国指定の重要文化財の

指定件数は819件で全国第4位（出典：文化庁・平成29年5月1日現在）し、地域の暮らしや風土等と結びつき、大切に引き継がれており、平成28年滋賀県観光入込客統計調査では、多賀大社の観光入込客数は1,668,500人で県内第3位、彦根城は785,400人（同7位）、日牟禮八幡宮736,900人（同9位）近江神宮565,000人（同14位）、比叡山延暦寺485,400人（同18位）、八幡堀467,800人（同20位）となっている。

こうした自然環境や歴史遺産・文化資産等の資源を活かし、日本遺産として認定された「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」（平成27年4月）、「忍びの里 伊賀・甲賀－リアル忍者を求めて－」、「きつと恋する六古窯－日本生まれ日本育ちのやきもの産地－」（平成29年4月）や戦国武将、近江米や近江の茶、近江牛、琵琶湖の魚介類、環境こだわり農産物等をはじめとした食等の観光資源も含め、豊かな自然や歴史文化の中で育まれた、これらの多彩なコンテンツを磨き上げ、活用した滋賀ならではの旅づくり等に取り組んでいる。

また、琵琶湖等の自然環境を活用し、湖水浴や釣り、キャンプ、登山・ハイキング、スキー等のスポーツに県内外の多くの人々が親しんでいるほか、「びわこ毎日マラソン大会」や「朝日レガッタ」をはじめ、ヨットやウエイクボード、トライアスロン、オープンウォータースイム等、琵琶湖を舞台に様々なスポーツが展開され、さらに、地域密着型のプロスポーツチームが誕生している。

最近では、自転車で琵琶湖を一周する「ピワイチ」をはじめとしたスポーツ・レクリエーション等の体験型観光の取組が拡がるとともに、映画やドラマのロケ地として数多くの撮影が行われ、映像制作に係るロケ支援作品数は111本（2016年）、ロケ日数は214日（2016年）と、2007年と比べ、いずれも1.6倍強の伸びとなっている。

平成29年10月には、首都圏において、滋賀の魅力を実際に見て、触れて、食べることができる体験型の発信を行い、滋賀への誘引の役割を担う情報発信拠点「ここ滋賀」をオープンし、ターゲットを意識した戦略的な情報発信を行っているところ。

また、平成30年度の大型観光キャンペーンに向け、平成29年10月から平成30年3月までの6か月間にわたり、日本遺産を核とした観光キャンペーン「日本遺産 滋賀・びわ湖水の文化ぐるっと博」を開催し、効果的なPRとプロモーションに取り組むほか、県と市町が連携し、旅行者の受入体制の整備に取り組んでいる。

さらに、「ピワイチ（びわ湖一周サイクリング）」を安心・安全に、多様な人々が楽しめるコンテンツとして確立していくため、官民協働により総合的な推進計画を策定し、体系的に施策を推進していくこととしている。

加えて、インバウンドについては、東アジアや東南アジアに加えて、個人や欧米等新たな市場開拓を展開するとともに、多言語対応や無料Wi-Fi整備等、受入環境の向上に取り組んでいる。

地域におけるDMOの形成・確立に向けた取組を支援することにより、自立的かつ継続的な観光振興の仕組みづくりを進め、地域の交流人口の増加と、観光を通じた地域経済の活性化につなげている。

さらに、2027年のワールドマスターズゲームズ2027関西、さらには2025年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会といった大型スポーツイベントが本県で開催される予

定である。

琵琶湖を中心とする滋賀の自然と歴史遺産・文化資産等の独自性の高い資源や豊かな自然の中で育まれてきた県産食材、ロケ支援のノウハウ等を活かして、観光地「滋賀」の認知度向上、「滋賀ならではの」特色あるツーリズムの展開、「観光交流」推進の体制づくりを柱として、プロスポーツや今後開催される大規模スポーツイベント、さらに、今後整備するスポーツ施設等を活かした地域の活性化、新たな観光振興につながる映像・コンテンツビジネスを含め、県内外から人々を惹きつけ、人・モノ・資金・情報の活発な交流を生み出すことのできる滋賀ならではの価値を創造する観光分野でのビジネスの創出に取り組んでいく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

事業環境の整備にあたっては、これまでに築き上げられてきた産業集積を活かすとともに、新分野への進出等といった新たな挑戦が活発に行われ、それらを通じて、さらなる産業の創出や集積が図られる等、地域経済の好循環を生み出す環境づくりを進める必要がある。

このため、事業者のニーズを踏まえながら、国をはじめ、関係団体や大学、金融機関等と連携して、企業の強みを伸ばす「競争力づくり」、他の追随を許さない「モノづくり」、滋賀ならではの「ことづくり」、地域の特性を活かした「まちづくり」、産業を担う「人づくり」、多様な産業の集積を活かした「つながりづくり」等の視点から、県内で操業する事業者が、それぞれの強みを活かして円滑かつ着実に事業活動を展開し、地域経済牽引事業を効果的に促進するための環境整備を図る。

(2) 制度の整備に関する事項

①税の減免措置

県及び一部市町では、一定の要件を課したうえで、設備投資を促すための不動産取得税や固定資産税等の減免措置を設けており、地域経済牽引事業についても、こうした措置の活用も促しつつ、当該事業の促進を図る。

②地方創生関係施策

平成30年度以降、地方創生推進交付金を活用し、①滋賀県のはん用機械や電子部品・デバイス・電子回路等の加工組立型業種、窯業土石や化学工業等の部材・素材関連業種及び食料品製造等の産業集積を活かした成長ものづくり分野、②滋賀県の医療・健康関連等の産業集積を活かした医療・ヘルスケア分野、③滋賀県の企業、大学、研究機関が保有する水環境ビジネス、電池関連等の技術を活かした環境・エネルギー分野、④滋賀県の情報人材を活かした第4次産業革命関連分野、⑤琵琶湖を中心とする滋賀の自然や歴史遺産・文化資産等の有形・無形の観光資源を活かした観光・スポーツ分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、県では、推進に向けた庁内の体制やデータ作成のルールづくりを進めるとともに、国の策定するガイドラインや民間ニーズ調査等にも留意して、県が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

滋賀県商工観光労働部企業立地推進室及び各市町担当部局が事業者からの事業環境の提案に対応するためのワンストップ窓口となり、県及び関係市町が連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業用地の確保

新規立地や既存立地企業の拡張等、企業の多様な立地ニーズに的確に対応するため、インフラ関連事業者や金融機関等と連携し、民間遊休地の情報収集等を含め、立地適地の開拓に努める。

②人材育成・確保支援

大学生の県内就職に向け、関係機関等と連携し、県内外での合同企業説明会の開催をはじめ、産官学金労連携によるインターンシップの推進、県と県外大学によるU I J ターン就職の促進に向けた協定の締結等に取り組んでおり、引き続き、若年人材の県内企業への就職の促進を図る。

また、滋賀県工業技術総合センターや滋賀県立高等技術専門校において、企業における技術開発支援等のためのセミナーや講習会等を開催し、産業のニーズに合った人材育成を図る。

さらに、女性の活躍推進に向け、女性のための就労支援相談等のワンストップ窓口である「滋賀マザーズジョブステーション」において、女性のライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、滋賀県女性活躍推進企業認証制度を活用し、女性の活躍推進に取り組む企業・団体を応援する。

③事業継承

商工会、商工会議所、公益財団法人滋賀県産業支援プラザでは、経営支援として、事業承継に関わる相談対応やセミナーの開催等に取り組んでいる。

滋賀県では、事業承継税制の認定等を行うとともに、制度融資において事業承継資金を融資対象としている。

今後、滋賀県事業引継ぎ支援センター、商工関係団体、金融機関等と緊密に連携を図りながら、中小企業者の事業承継の取組を積極的に推進する。

④技術支援

滋賀県工業技術総合センター等において、技術相談や技術情報の提供、研究交流、技術者の育成、試験分析機器の開放等、技術開発や技術の高度化に対する支援の充実・強化を図る。また、知的財産戦略に係る支援を行う。

さらに、創業や新事業の創出を促進するため、必要な情報の提供をはじめ、その立ち上がりから事業化・販路開拓に至るまでの一貫した取組に対し、産学官金が一体となり、成長段階に応じて多面的な支援を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～ 令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①税の減免措置	活用の促進	活用の促進	活用の促進
②地方創生推進交付金の活用	活用を検討	活用を検討	活用を検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
オープンデータ化の取組	取組の推進	取組の推進	取組の推進
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業環境整備への提案	随時受付、対応	随時受付、対応	随時受付、対応
【その他】			
①産業用地の確保	適地の開拓	適地の開拓	適地の開拓
②人材育成・確保支援	人材育成・確保支援の推進	人材育成・確保支援の推進	人材育成・確保支援の推進
③事業承継	取組の推進	取組の推進	取組の推進
④技術支援	取組の推進	取組の推進	取組の推進

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、公設試験研究機関や産業支援機関、県内に立地する各大学や金融機関等、関係機関との連携を図り、それぞれのリソースを最大限発揮して、効果的な支援が実施できるよう努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①滋賀県工業技術総合センター及び滋賀県東北部工業技術センター

時代の流れに対応した企業の技術力の向上を図るため、滋賀県工業技術総合センターで

は、電子、機械、化学、食品、工業材料、金属、セラミック、デザイン等広範な分野を対象に総合的な試験・研究・指導機関として県内立地企業への支援を行っている。

また、滋賀県東北部工業技術センターでは、有機材料、高分子材料、環境調和技術、繊維技術、テキスタイルデザイン、機械、電子、金属材料等の分野を対象に支援を行っている。

いずれのセンターについても、企業への技術移転を前提とした応用研究や、企業の自主的な研究を支援するための試験分析機器やレンタルラボの提供を行っている。

②公益財団法人滋賀県産業支援プラザ

公益財団法人滋賀県産業支援プラザは、中小企業等経営強化法に基づく中核的支援機関として、また、中小企業支援法に基づく県中小企業支援センターとして、行政機関や大学、経済団体、金融機関等との連携のもと、経営革新、販路拡大、創業・起業、新技術の活用支援等、企業の発展段階に応じた総合的かつ一体的な支援を行っている。

③ジェトロ滋賀貿易情報センター

日本と諸外国の双方向の貿易投資を総合的に促進することを目的として平成 29 年 7 月 3 日に開設された本県初の海外貿易支援拠点であり、貿易支援（貿易・投資相談、セミナー・勉強会の開催、情報発信等）や農産物等の輸出促進、外資系企業誘致に取り組んでいる。

④公益社団法人びわこビジターズビューロー

滋賀県の観光物産振興の実践組織として SNS やホームページ等を活用した情報発信をはじめ、国内誘客、インバウンド誘客、教育旅行誘客、コンベンション誘客、物産振興等に取り組み、観光・物産事業者や、行政、観光・物産協会等と連携した事業の展開や支援を行っている。

⑤滋賀県産業立地推進協議会

本県では、県及び県内 19 市町、地域金融機関、インフラ関連企業、地域経済団体等から構成する滋賀県産業立地推進協議会を設置し、県内市町その他の関係機関が一体となって、企業立地に関する情報の収集・提供及び広報活動等を展開しているところである。本基本計画の推進に当たっては、それらの機関との連携を図り、効果的かつ効率的な取組の検討と実施に努める。

⑥滋賀発成長産業発掘・育成コンソーシアム

本県では、滋賀大学、滋賀医科大学、滋賀県立大学、長浜バイオ大学、立命館大学、龍谷大学の県内に立地する 6 大学、株式会社滋賀銀行と株式会社関西みらい銀行の金融機関、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ、株式会社リバネス及び滋賀県で滋賀発成長産業発掘・育成コンソーシアムを組織し、それぞれが有する知的資源及び経営資源を有効に活用し、相互に連携して協働することにより本県の強みを活かした滋賀発成長産業の発掘・育成や次世代イノベーション人材の育成等に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用状況に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮する。また、関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて企業並びに行政が連携して地域の住民への理解を求めていくものとする。

本県では、「滋賀県環境基本条例」に基づき、滋賀県環境総合計画を策定し、当該計画の中では、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～を目指すべき将来像と位置づけ、県民、事業者、行政等の連携、協力のもと、環境保全に関する取組を進めている。

中でも、本県は、日本最大の湖であり近畿約 1,450 万人の重要な水資源である琵琶湖を有していることから「滋賀県公害防止条例」において排水基準の規制強化や、「琵琶湖森林づくり条例」等による琵琶湖に流れ込む水源地の保全を行っており、地域経済牽引事業を行う場合には、これらの規制等の遵守によって、更なる環境負荷の低減や周辺環境の保全に配慮するものとする。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の低炭素社会づくりに貢献する事業活動の活性化について、必要な情報を提供する。

本区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地が含まれているが、これらに該当する区域での整備の実施に当たって、直接的あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴く等して、関係法令に基づき、自然環境に影響を与えないよう十分に配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

犯罪のない安全で安心できる地域社会を実現する上では、地域の自主防犯機能の強化を図ることが重要であることから、滋賀県及び県内各市町は、警察との連携を図りながら、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例」に基づき、県、市町、県民等及び事業者が相互の連携の下に地域の安全を守るための活動の展開に向けた取組を進める。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年度、県及び各市町が連携し、関係団体等の意見を聴きながら、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関し、その進捗状況の把握、分析を行う。結果については、ホームページ等で公表するとともに、事業環境の整備に必要となる施策の構築や、基本計画の見直し等に活用することとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域内においては、次の通り農地が存在しているため、これらの地域で地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。なお、当該地域では、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されている農地がある。

【重点促進区域1】

(農地)

北之庄町 920-2、北之庄町 920-6、北之庄町 924、北之庄町 924-1、北之庄町 924-2、北之庄町 927-1、多賀町 370-1、多賀町 371-1、多賀町 375-1、多賀町 377-1、多賀町 392-1、多賀町 393-1、多賀町 394-1、多賀町 395-1、多賀町 396-1、多賀町 397-1、多賀町 398-4、多賀町 399-1

(農地・農用地区域)

北之庄町 1710、北之庄町 1711、北之庄町 1712、北之庄町 1714、北之庄町 1716、北之庄町 1717、北之庄町 1718、北之庄町 1719、北之庄町 1720、北之庄町 1721、北之庄町 1722、北之庄町 1725、北之庄町 1726、北之庄町 1732、北之庄町 1733、北之庄町 1734、北之庄町 1735、北之庄町 1736、多賀町 770、多賀町 771、多賀町 772、多賀町 773、多賀町 774、多賀町 775、多賀町 776、多賀町 778、多賀町 779、多賀町 780、781、多賀町 782、多賀町 783、多賀町 784、多賀町 785、多賀町 786、多賀町 787、多賀町 788、多賀町 789、多賀町 790、多賀町 792-3、多賀町 793、多賀町 794、多賀町 795、多賀町 795-1、多賀町 796、多賀町 797、多賀町 798、多賀町 799、多賀町 800、多賀町 801、多賀町 802、多賀町 803、多賀町 804、多賀町 805、多賀町 806、多賀町 807、多賀町 808、多賀町 809、多賀町 810、多賀町 811、多賀町 812-1、多賀町 812-2、多賀町 813、多賀町 814、多賀町 815、多賀町 816、多賀町 863、多賀町 864、多賀町 865、多賀町 866、多賀町 867、多賀町 875、多賀町 876、多賀町 877、多賀町 878、多賀町 879、多賀町 880、多賀町 881、多賀町 882、多賀町 883、多賀町 884、多賀町 963-1、多賀町 964、多賀町 965、多賀町 966、多賀町 967、多賀町 968、多賀町 969、多賀町 970、多賀町 971、多賀町 972-1、多賀町 972-2、多賀町 972-3、多賀町 974、多賀町 974-1、多賀町 975、多賀町 976、多賀町 977、多賀町 978、多賀町 979、多賀町 979-1、多賀町 980、多賀町 981、多賀町 982、多賀町 985

【重点促進区域2】

(農地)

湖北町伊部 12-1、伊部 13、伊部 13-1、伊部 14-1、伊部 14-3、伊部 14-4、伊部 15-3、伊部 232-2、伊部 232-4、伊部 572-1、伊部 572-4、伊部 581、伊部 591、伊部 591-1、伊部 592、

伊部 595、伊部 595-1、伊部 596、伊部 628、伊部 629-2、伊部 630、伊部 631

(農地・農用地区域)

湖北町伊部 321-1、伊部 650、伊部 651、伊部 652、伊部 653、伊部 657、伊部 658、伊部 659、伊部 662、伊部 665、伊部 666、伊部 669、伊部 670、伊部 671、伊部 676、伊部 680、伊部 682、伊部 683、伊部 684、伊部 685、伊部 686、伊部 689、伊部 690、伊部 691、伊部 694、伊部 695、伊部 702、伊部 704、伊部 706、伊部 707、伊部 711、伊部 712、伊部 713、伊部 714、伊部 715、伊部 716、伊部 717、伊部 719、伊部 720、伊部 721、伊部 722、伊部 723、伊部 727-1、伊部 728、伊部 729、伊部 730、伊部 731、伊部 736、伊部 739、伊部 740、伊部 741、伊部 742、伊部 745、伊部 746、伊部 747、伊部 749、伊部 750、伊部 751、伊部 752、伊部 753、伊部 754、伊部 757-2、伊部 758、伊部 759-1、伊部 759-2、伊部 760、伊部 761、伊部 762、伊部 774、伊部 778、伊部 779、伊部 780、伊部 781、伊部 782、伊部 783、伊部 794、伊部 795、伊部 796、伊部 797、伊部 799、伊部 800、伊部 801、伊部 805-1、伊部 805-3、伊部 806-1、伊部 807-1、伊部 808-1、伊部 809-1、伊部 810-1、伊部 811-1、伊部 813、伊部 814-1、伊部 815-1、伊部 816-1、伊部 817-1、伊部 818-1、伊部 822、伊部 826、伊部 827、伊部 828、伊部 829、伊部 830、伊部 833-1、伊部 834-1、伊部 835-1、伊部 836-1、伊部 837-1、伊部 838-1、伊部 840、伊部 841、伊部 842、伊部 843、伊部 844-1、伊部 844-2、伊部 844-3、伊部 844-4、伊部 844-6、伊部 847、伊部 848、伊部 853、伊部 854、伊部 855、伊部 861、伊部 862、伊部 863、伊部 867、伊部 868

【重点促進区域3】

(農地・農用地区域)

竜王町大字山之上 6529、山之上 6530、山之上 6537、山之上 6538、山之上 6539、山之上 6540、山之上 6541、山之上 6542、山之上 6543、山之上 6544、山之上 6545、山之上 6559、山之上 6560、山之上 6561、山之上 6562、山之上 6563、山之上 6564、山之上 6565、山之上 6566、山之上 6567、山之上 6568、山之上 6569、山之上 6570、山之上 6571、山之上 6572、山之上 6573、山之上 6574、山之上 6575、山之上 6576、山之上 6577、山之上 6578

(地区内における公共設備整備の状況)

【重点促進区域1】

本区域内は、近江八幡市にある八幡学区の北東に位置し、近接する主要地方道大津守山近江八幡線を境として、西側は住宅地や商業施設等の市街化区域、東側は県道沿いを除けば田園地帯となっている。南北方向に国道8号へ直結する主要地方道大津守山近江八幡線が整備されていることから名神高速道路竜王インターチェンジ等へのアクセスが容易であり、近隣都市圏の大阪までは約1時間30分、名古屋までは約1時間40分の所要時間で移動可能である。交通環境に恵まれた地域であることから、運送上の効率性の向上とコスト削減

が期待される。

また、本区域内に住宅地を含むことから、電気・上水道のインフラは整備済みであり、汚水処理については、公共下水若しくは浄化槽の整備が進んでいるため、新たに大規模な公共設備整備を実施する必要は無い。工業用水や都市ガス等のインフラは未整備であるが、家庭用・事業所用の上水道及び下水道は隣接道路まで敷設済みで、接続工事等の公共施設整備は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。

加えて、学校、保育園、幼稚園、コミュニティセンター等の公共施設も整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

【重点促進区域2】

本区域は、主要幹線道路である国道365号が東西に、そして、一般県道郷野湖北線が南北に整備されており、平成29年3月に開通した小谷城スマートインターチェンジまで約1.2kmの距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

その土地利用については、既に企業が立地している地域産業誘導地区（産業用地）以外のほとんどが、小谷南地区の県営経営体育成基盤整備事業の受益区域（水田）であり、農用地区域に指定されている。

本区域内の地域産業誘導地区には、地域雇用の受け皿として産業誘導を図り、昭和46年にゴム製品製造業の企業が立地し、現在まで約48年間操業を続けている。そのため、電気や上水道等のインフラは整備済みであり、汚水処理についても、公共下水の整備が済んでいるため、新たに大規模な公共設備整備を実施する必要はない。

【重点促進区域3】

本区域は、竜王町南部に位置し、近接する国道477号沿線には60haに及ぶ果樹園が整備されている。名神高速道路竜王インターチェンジや大型商業施設から約5kmの距離にあるなど、交通アクセスに恵まれた地域である。

本区域内には、「重点道の駅」に選定された道の駅アグリパーク竜王が立地しており、電気・上水道・下水道のインフラは整備済みであり、今後新たに大規模な公共設備整備を実施する必要は無い。

(他計画との調和等)

【重点促進区域1】

本区域の状況については、国道8号への幹線道路となる主要地方道が南北方向に整備されており、また、当該道路の西側は市街化区域のため住宅地や学校等が立ち並んでいるほか、東側の道路沿いは住宅地や産業施設等へのにじみ出的な開発が見られる。

このため、市街化区域に近接した農用地域内の農地については、国土利用計画上、非農業的土地利用との調整により産業用地や宅地等への転換を検討することが必要となってい

る。

また、幹線道路に近接した土地利用について、近江八幡市の都市計画マスタープランには「本市の活性化のために新たな産業形成が必要であり、その産業用地の確保と整備を図る必要があり、特に幹線道路沿道において地区計画の運用について検討し実現を図る。」「主要幹線道路沿道の土地利用については、住宅を含めた街なみ形成はもとより、産業振興を図るための土地利用の実現を図る。」と方向性が示されている。

近江八幡農業振興地域整備計画書には、「安土地域との幹線道路が走り、中心市街地に隣接する中部及び近江鉄道や蛇砂川により区画形状に制限を受ける南部の農地については、非農業的土地利用との整合を図りつつ、老朽化した施設の更新整備とあわせて、優良農地の保全に努めていく。」「農業従事者のうち、他産業就業者の約9割が恒常的勤務・自営兼業と安定した就業状態にある。一方、日雇い、臨時雇用も比較的多く、今後、日雇い、臨時雇用の安定的な就業の場を確保していく。」と記載されている。

そのため、当該重点促進区域における地域の経済発展につながる地域経済牽引事業については、基本方針および基本計画、近江八幡市第1次総合計画等に則り、関係部局と計画的な土地利用を進めることで「農業振興地域整備計画」との調和を図っていく。

重要文化的景観選定区域に隣接する部分の土地利用については、基本方針および基本計画に則り、関係部局と丁寧な調整を行うことで、「文化的景観保存計画」および「景観農業振興地域整備計画」との調和を図っていく。

【重点促進区域2】

長浜市国土利用計画において、本区域は「田園共生地域」の「都市交流ゾーン」として位置づけられており、南北に通過する広域連携軸を中心として、産業振興、居住環境の向上、生活利便施設の整備促進により、住みやすさの向上を図るとされている。

また、長浜市都市計画マスタープランにおいて、本区域は、「田園居住ゾーン」及び「森林ゾーン」に位置づけられている。「田園居住ゾーン」では、「都市計画区域の変更に伴う土地利用規制の急激な緩和に対応し、農地及び集落地を無秩序な開発から守り、地域の実情に応じた適切な土地利用を誘導するため、特定用途制限地域を指定することとします。また、周辺に大きな影響を及ぼす開発については、事業者に対して良好な住環境を守るための方策を講じるよう、指導に努めます。」と記載されている。

さらに、長浜農業振興地域整備計画書において、農業従事者の安定的な就業の促進の目標として、農業従事者の安定的な就業機会のさらなる拡充のため、新たな産業振興策を実施または検討するとされている。

これらの計画等を踏まえ、本区域での地域経済牽引事業について、就業先の確保を図りつつ、関係部局等と計画的な土地利用を進めることにより他計画との調和を図っていく。

【重点促進区域3】

竜王町総合計画において、本区域は「まちづくりの“拠点”」の「観光・レクリエーション拠点」のひとつとして位置づけられている。

また、竜王町国土利用計画において、本区域は「道の駅アグリパークや周辺地域における機能の拡充により、地域産業の活性化を促し、農業の魅力向上と観光との連携を推進します。」と記載されている。

さらに、竜王町都市計画マスタープランにおいて、「将来都市構造の基本方針」として本区域は、「民間活力の導入により既存の観光・交流機能を拡充し、滞在時間の延長、地域産業との連携促進による地域経済の活性化を図ります。」と記載されている。

あわせて、本区域を含む山之上農林公園については、竜王農業振興地域整備計画書において、基盤整備と併行して高生産性農業用機械・施設、農畜産物処理加工施設、直売所（産地形成促進施設）等の近代化施設の整備を図ってきた。今後、より一層都市と農村の交流の場として、より付加価値の高い「山之上農林公園」を目指していく。」と記載されている。

これらの計画等を踏まえ、本区域での地域経済牽引事業について、関係部局等と調整を図りながら計画的な土地利用を進める。

(地域内の遊休地等の状況等)

【重点促進区域1】

多賀町および北之庄町を含む近江八幡市内に、工場が立地可能な工業団地や遊休地はなく、企業の求める条件を満たした宅地は存在しない（平成30年度工場適地調査）。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域2】

本区域を含む長浜市内には、びわ川道工業団地が平成4年、東上坂工業団地が平成8年、びわ細江工業団地が平成9年、長浜サイエンスパークが平成14年に整備されているが、すべて企業が立地しており、工業団地内に空き用地はない。

また、市内の工場適地として、平成30年度工場適地調査において「西上坂」と「相撲庭」が報告されているが、「西上坂」は、工場や田畑、住宅等が疎らに点在しており、企業が求めるまとまった面積の用地がない。加えて、土地の売買価格が過去に高騰し高止まりした地域であり、これまでから土地の流動性が極めて低い。「相撲庭」は、本区域から離れており、既存企業の用地以外は山林（私有林）がほとんどであり、どちらも企業のニーズを満たすものではない。

他にも、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に基づく産業導入地区として「河毛」（未造成の農工団地）があるが、当該地は公団混乱地域のため土地売買が困難で、工場適地となり得ない。

さらに、本区域には農業振興地域内農用地区域外農地も含め、工場敷地としてまとまった区画の遊休地は存在しておらず、既存企業の拡張のために新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

【重点促進区域3】

本区域を含む竜王町内には、滋賀山面工業団地が平成13年、滋賀竜王工業団地が平成28年に整備されているが、すべて企業が立地しており、工業団地内に空き用地はない。その他にも、道の駅機能を拡充するための隣接した敷地（遊休地）はなく、企業が求める条件を満たした宅地は存在しない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、あるいは立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

なお、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとし、関係市町及び滋賀県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内には集団的農地が含まれており、農用地区域が設定されている。やむを得ず集団的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、周辺農地の営農環境に支障がなく、かつ、高性能農業機械の営農に支障を及ぼすおそれがない縁辺部の農地を設定することとし、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように耕作者の同意を得ながら、関係市町及び滋賀県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

また、重点促進区域内において、今後、農業用排水施設の更新事業が実施される場合でも、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、関係市町及び滋賀県の農政部局や担当部局と調整することとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性及び活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと
重点促進区域においては、ほ場整備事業の実施は完了しているが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、重点実施区域内の農地以外での開発を優先することとする。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域1】

本区域においては、本制度による市街化調整区域に係る土地利用の調整は行わない。

【重点促進区域2】

本区域は、非線引き都市計画区域にあり、市街化調整区域における土地利用の調整は不要である。

【重点促進区域3】

本区域においては、本制度による市街化調整区域に係る土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

計画期間については、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事

業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。